

○九州ゴルフ連盟が主催するジュニアゴルフ フスクールに係るゴルフ場利用税の取扱

いについて (平成13年7月18日 税第301号
各地域振興局長、熊本県税事務所長あて 総務部長通知)

標記のジュニアゴルフスクール(以下「ジュニアスクール」という。)に係るゴルフ場の利用については、開催されることとなるゴルフ場が、開催前に当該ゴルフ場を管轄する地域振興局長又は熊本県税事務所長(以下「地域振興局長等」という。)に、開催内容を記載した開催要項等を提出し、かつ、開催後に「九州ゴルフ連盟が主催するジュニアゴルフスクール参加者名簿」(別記第1号様式)を提出した場合は、その開催趣旨に鑑み、熊本県税条例第67条にいう「ゴルフ場の利用」から除くこととしましたので、下記の事項に留意のうえ、適切に処理されますようお願いします。

記

1 開催要項等の提出

ジュニアスクールが開催されることとなるゴルフ場は、開催日の5日前までに、当該ゴルフ場を管轄する地域振興局長等に開催要項等を提出するものとする。

2 参加者名簿の提出

ジュニアスクールが開催されたゴルフ場は、開催月の翌月15日までに、「九州ゴルフ連盟が主催するジュニアゴルフスクール参加者名簿」を、当該ゴルフ場を管轄する地域振興局長等に提出するものとする。

別記第1号様式

九州ゴルフ連盟が主催するジュニアゴルフスクール参加者名簿

開催日 年 月 日 (曜日) ~ 年 月 日 (曜日)

ゴルフ場の所在地

ゴルフ場名

特別徴収義務者の氏名又は名称

年	月	日	氏名	摘要
合計			名	

記載に関する注意事項

- 1 合計欄の人数は、2日間開催の場合、延べ人数を記入してください。
- 2 2日間開催の場合で、1日間のみ参加した場合、その旨を適用欄に記入してください。